

21 名古屋経済大学学則

制 定 昭和 54 年 4 月 1 日
最終改正 令和 6 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

第 1 条 本学は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の趣旨に基づき、豊かな教養と専門的知識及び技能を授けるとともに、本学の建学精神に則り、人物教育を主眼とし、個性を伸長して、実践的人物を育成し、広く社会に寄与することを目的とする。

2 本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

3 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定・実施体制等については、別に定める。

4 本学は、その教育研究等の総合的な状況について、学校教育法第 109 条第 2 項に定める認証評価を受けるものとする。

第 2 条 本学は、愛知県犬山市宇内久保 61 番 1 に設置する。

第 2 章 学部、学科、定員並びに学部の目的及び修業年限

第 3 条 本学に次の学部及び学科を置く。

経済学部

現代経済学科

経営学部

経営学科

法学部

ビジネス法学科

人間生活科学部

教育保育学科

管理栄養学科

2 経済学部は、経済学の基礎的理論に立脚し、そこから展開する諸科目を修得するとともに、消費者・生活者の視点から現代経済がもたらす諸問題を科学的に分析し、あわせて実践的な問題解決能力に富む人材の育成を目的とする。

3 経営学部は、企業経営に必要な知識と技術を身につけ、ビジネス社会はも

とより広く社会に貢献できる経営マインド豊かな人材の育成を目的とする。

4 法学部は、社会生活に不可欠な基礎学力を身につけ、法学の骨格・基本を確実に修得したうえで、豊かな人間性と幅広い視野をもって総合的に社会現象を把握し、主体的に課題を探究して、問題を解決できる能力を持つ人材の育成を目的とする。

5 人間生活科学部は、高度の専門的知識と技能を身につけ、人間性に優れた保育士、幼稚園教諭、小学校教諭及び管理栄養士になるための人材の育成を目的とする。

第4条 本学の学生定員は、次のとおりとする。

		入学定員	収容定員
経済学部	現代経済学科	150名	600名
経営学部	経営学科	150名	600名
法学部	ビジネス法学科	150名	600名
人間生活科学部	教育保育学科	100名	400名
	管理栄養学科	80名	320名

第5条 本学の修業年限は、4年とし、8年まで在学することができる。

2 再入学者、転入学者又は編入学者の修業年限は、過去に修めた授業科目、在学期間等を考慮して定める。

3 転学部者、転学科者の修業年限は、履修した授業科目及び在学期間を考慮して定める。

第5条の2 前条第1項に定める修業年限を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する者があるときは、選考の上、長期履修学生としてその計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修学生の規程は、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第7条 学年は、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月18日まで

後期 9月19日から翌年3月31日まで

第8条 本学の授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次の各号のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 学園創立記念日 5月4日

(4) 開学記念日 5月20日

(5) 春期休業日

(6) 夏期休業日

(7) 冬期休業日

2 前項第5号から第7号に定める休業日の始期及び終期は、各学年につき、学長が定める

3 第1項の規定にかかわらず、学長は、必要に応じ、休業日に授業を行わせること、休業日を変更すること及び臨時休業日を定めることができる。

第4章 教育課程及び履修方法

第9条 授業科目は、次に掲げる科目区分によって開講する授業科目をもって編成する。

共通科目群

専門科目群

演習群

教職に関する専門科目群

司書教諭に関する専門科目群

日本語及び日本事情に関する科目

2 授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

3 授業科目は、以下の各号に定める方法によりこれを行う。

(1) 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用によりこれを行う。

(2) 前号の教育を、多様なメディアを高度に利用して、当該教育を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(3) 第1号の教育を、外国において履修させることができる。前号の規定により多様なメディアを高度に利用して、当該教育を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(4) 第1号の教育の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

第10条 授業科目は、4年に分けて修得させるものとする。

第11条 各授業科目は、必修科目及び選択科目に分ける。

第12条 学生は、毎学期の始めに、その学期中に履修しようとする授業科目を指定の期日までに届け出て、承認を得なければならない。

2 履修方法に関することは、別に定める。

第 1 3 条 1 年間の授業を行う期間は、35 週にわたることを原則とし、各授業科目の単位数は、次の基準によって計算する。

- (1) 講義及び演習は、15 時間から 30 時間までの授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技は、30 時間から 45 時間までの授業をもって 1 単位とする。
- (3) 卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目は、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第 5 章 卒業及び学位

第 1 4 条 本学に 4 年以上在学し、次の各号に定める単位を含めて経済学部、経営学部、法学部は 130 単位以上、人間生活科学部は 124 単位以上修得した者には、学部教授会において審査の上、卒業証書及び学位記を授与する。

(1) 経済学部

- | | |
|---------|---------|
| ア 共通科目群 | 28 単位以上 |
| イ 専門科目群 | 60 単位以上 |
| ウ 演習群 | 20 単位 |

(2) 経営学部

- | | |
|---------|---------|
| ア 共通科目群 | 32 単位以上 |
| イ 専門科目群 | 64 単位以上 |
| ウ 演習群 | 20 単位 |

(3) 法学部

- | | |
|---------|---------|
| ア 共通科目群 | 30 単位以上 |
| イ 専門科目群 | 66 単位以上 |
| ウ 演習群 | 16 単位 |

(4) 人間生活科学部 教育保育学科

- | | |
|---------|---------|
| ア 共通科目群 | 14 単位以上 |
| イ 専門科目群 | 88 単位以上 |
| ウ 演習群 | 10 単位 |

(5) 人間生活科学部 管理栄養学科

- | | |
|---------|---------|
| ア 共通科目群 | 16 単位以上 |
| イ 専門科目群 | 98 単位以上 |

ウ 演習群 10 単位

- 2 第 1 項の規定による卒業に必要な修得すべき所定の単位のうち、第 9 条第 3 項第 2 号の授業の方法により修得する単位数は、60 単位を超えないものとする。
- 3 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める所要の単位を修得しなければならない。
- 4 本学の学部の学科において当該所要資格を取得できる教員の免許状は、次のとおりとする。

経営学部

経営学科	高等学校教諭一種免許状商業
	高等学校教諭一種免許状情報

法学部

ビジネス法学科	中学校教諭一種免許状社会
	高等学校教諭一種免許状公民

人間生活科学部

教育保育学科	幼稚園教諭一種免許状
	小学校教諭一種免許状

管理栄養学科	栄養教諭一種免許状
--------	-----------

- 5 司書教諭の資格を得ようとする者は、司書教諭に関する専門科目について所要の単位を修得しなければならない。
- 6 人間生活科学部教育保育学科の学生で保育士の資格を取得しようとする者は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）他関係する政令、省令に定める所要の単位を修得しなければならない。
- 7 人間生活科学部管理栄養学科の学生で、栄養士の資格及び管理栄養士国家試験の受験資格を取得しようとする者は、栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）及び栄養士法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 2 号）他関係する政令、省令に定める所要の単位を修得しなければならない。

第 15 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学の授業科目を履修する場合に準用する。

第15条の2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校
の専攻科における学修その他大学設置基準第29条により文部科学大臣が
定める学修を、本学における学修とみなし、本学の定めるところにより単位を
与えることができる。

第15条の3 教育上有益と認めるときは、学生が、本学に入学する前に大学
又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生
として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目
の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った第15条の2
に規定する学修を、本学における学修とみなし、本学の定めるところにより単
位を与えることができる。

第15条の4 前条の規定により修得したものとみなし、又は与えることので
きる単位数は、編入学、転学との場合を除き、本学において修得した単位以外
のものについては、第15条第1項(同条第2項において準用する単位を含
む。)及び第15条第2項により修得したものとみなす単位数と合わせて60単
位を超えないものとする。

第15条の5 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。この場
合においては、所定の手続を経て許可を得なければならない。ただし、他の学
部の共通科目群の授業科目を履修する場合は、所定の手続を省略することがで
きる。

2 他の学部で修得した単位は、卒業に必要な単位数にそれぞれ算入すること
ができる。この場合の単位数については、別に定める。

第15条の6 各学部の専攻に係る分野以外の特定の分野、又は特定の課題に
ついて教育を実施するため、副専攻を置くことができる。

2 副専攻に関し必要な事項は別に定める。

第16条 履修科目の単位修得の認定は、試験その他の成績評価の方法によっ
て行う。

2 試験その他の成績評価の方法及び基準については、別に定めるところによ
る。

第17条 定期試験は、原則として、年2回行い、各学期の終りに試験期間を設
ける。ただし、臨時に試験を行うことがある。

第18条 疾病その他やむを得ないと認められる事由により、前条に定める試
験に欠席した者は、追試験により、単位修得の認定を受けることができるも
のとする。

第19条 本学を卒業した者には、次の区分に従い学士の学位を授与する。

経済学部	現代経済学科	学士（経済学）
経営学部	経営学科	学士（経営学）
法学部	ビジネス法学科	学士（法学）
人間生活科学部	教育保育学科	学士（教育・保育学）
	管理栄養学科	学士（管理栄養）

第 6 章 入学、休学、復学、再入学、転入学、編入学、退学、転学、転学部及び転学科

第 20 条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

第 21 条 本学に入学の資格のある者は、次の各号の 1 に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第 22 条 入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて、所定期間内に提出しなければならない。

2 入学検定料は、30,000 円とする。

3 前項の規定にかかわらず、大学入学共通テスト試験結果による選考を受けようとする入学志願者の入学検定料は、10,000 円とする。

第 23 条 別に定めるところにより、入学を志願する者について選考を行い、所定の手続をとった者について入学を許可する。

第 24 条 入学を許可された者は、所定の期日までに入学金を納付し、保証人連署の誓約書その他所定の書類を提出しなければならない。

2 前項の手続をしない者に対しては、入学許可は、その効力を失う。

3 保証人は、学生の上に関し、一切の責任を負うものとする。

第 25 条 本学を退学し、又は除籍された者が再入学を志願するときは、選考

の上、これを許可することがある。

2 細則については、別に定める。

第26条 他の大学からその学長の許可を得て本学に転入学を志願する者については、選考により、特に入学を許可することがある。

2 本学に編入学を志願する者については、当該学科に編入学定員の定めがある場合はその当該年次に、又は、当該学科の定員に欠員がある場合には、その相当年次に、選考により、入学を許可することがある。ただし、次の各号の1に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者又は大学に2年以上在学した者

(2) 短期大学、高等専門学校、国立養護教諭養成所又は国立工業教員養成所を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であり、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上であるものに限る。）を修了した者（名古屋経済大学学則第21条に規定する本学に入学する資格を有する者に限る。）

(4) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校、教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者、専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）による専門学校卒業程度検定に合格した者及び旧高等学校高等科学力検定規程（大正10年文部省訓令）による高等科学力検定に合格した者

3 前2項の規定により本学に入学を許可された者については、他の大学において履修した授業科目及びその単位並びに在学年数の一部又は全部を本学における授業科目及びその単位並びに在学年数として認定又は換算できる。

第27条 転入学又は編入学を許可された者は、第24条第1項に定める手続をしなければならない。

第28条 本学の学生で他の学部・学科に転学部・転学科を希望する者については、当該学部・学科定員に余裕がある場合に限り、選考の上、特に許可することがある。

第29条 疾病その他やむを得ない事由により2カ月以上修学できない者は、学長の許可を得て休学することができる。疾病の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 休学の期間は、原則として1年以内とする。ただし、学長が特別の事由があると認めるものについては、更に1年延長することができる。

3 休学の期間は、通算して4年をこえることはできない。

4 休学期間中においてその事由がやんだときには、学長の許可を得て復学することができる。

5 休学期間は、在学年数に通算しない。

6 「留学」の在留資格により本邦に在留する者の休学については、別に定める。

第30条 本学の学生で他の大学に転学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

第31条 疾病その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、保証人連署の上、その事由を詳記して願い出なければならない。疾病の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

第7章 除籍

第32条 学長は、次に掲げる者を除籍することができる。

(1) 長期にわたる欠席又は疾病その他の事由により、成業の見込みがないと認められる者

(2) 在学8年に及んでもなお所定の履修を終らない者

(3) 授業料等の納付を怠り、催告してもなお納付しない者

第8章 学費

第33条 入学金、授業料、施設整備費、維持費、教育充実費及び実験実習費の額は、別表2のとおりである。

2 科目等履修生の登録料及び履修料、研究生及び受託生の検定料及び授業料については、別に定める。

第34条 教育実習その他必要な費用は、別に納付させる。

第35条 既納の入学検定料、入学金、授業料、施設整備費、維持費、教育充実費及び実験実習費は、原則として返還しない。

2 入学手続きを完了した者の既納の学費（入学金を除く）については、所定の期日までに入学辞退の申し出があった場合、これを返還することがある。

3 在学生の既納の学費は、その理由のいかんにかかわらず返還しない。

第36条 休学を許可された者は、その休学期間中、学費を免除する。

第37条 休学、復学、退学、停学又は除籍に該当する者は、その日の属する学期の授業料、施設整備費、維持費、教育充実費及び実験実習費は納付しなければならない。

第 38 条 授業料、施設整備費、維持費、教育充実費及び実験実習費は、所定の期日までに納付しなければならない。

第 9 章 教職員組織

第 39 条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 教授、准教授、講師、助教及び助手
- (4) 事務職員
- (5) その他必要な教職員

2 前項第 1 号及び第 2 号に定める学長及び副学長は、本学の教員をもって充てることができる。

3 学部に学部長を置き、当該学部の教員をもって充てる。

4 本学教職員の定数及び任期は、別に定める。

第 40 条 学長、副学長及び学部長は、市邨学園理事会の議を経て、市邨学園理事長が任命する。

第 10 章 大学評議会

第 41 条 本学に、学部間に共通する全学的事項を審議する機関として、大学評議会（以下「評議会」という。）を置く。

2 評議会は、次の評議員をもって構成する。

- (1) 学長、副学長及び事務局長
- (2) 市邨学園理事長及び同学園長
- (3) 各学部長
- (4) 各学部教授会より選出された、それぞれ 1 名の教員
- (5) 学長の委嘱する教員 4 名

3 評議会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 学則その他重要な規則の制定及び改廃に関する事項
- (2) 大学運営予算の運用に関する事項
- (3) 学部及び学科の組織等に関する事項
- (4) 人事の基準に関する事項
- (5) 学生定員に関する事項
- (6) 学生の厚生補導及びその身分に関する重要事項

- (7) 名誉教授に関する事項
 - (8) 学部その他の機関の連絡調整に関する事項
 - (9) その他大学の運営に関する重要事項
- 4 評議会の規程は、別に定める。

第 1 1 章 大学人事委員会

- 第 4 2 条** 本学の教員人事を審議するため、大学人事委員会を置く。
- 2 大学人事委員会は、学長、副学長及び学部長をもって構成する。
 - 3 大学人事委員会の規程は、別に定める。

第 1 2 章 学部教授会

- 第 4 3 条** 本学に、学部教授会を置く。
- 2 学部教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学，卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
 - 3 学部教授会の組織その他必要な事項は、別に定める。

第 1 3 章 科目等履修生、研究生及び委託生

- 第 4 4 条** 本学の開講科目中 1 又は複数の授業科目を選んで履修しようとする者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学させることがある。
- 第 4 5 条** 本学の教員の指導を受け、特定の授業科目を研究しようとする者があるときは、選考の上、研究生として入学させることがある。
- 第 4 6 条** 官庁、公共団体、学校その他の機関から、半年以上を在学期間とし、特定の学科について修学を委託されたときは、選考の上、委託生として入学させることがある。
- 第 4 7 条** 本章の定める学生の入学その他についての規程は、別に定める。

第 1 4 章 外国人留学生

第 48 条 外国人で入学を志願する者があるときは、選考の上、特に入学を許可することがある。

2 前項の選考によって入学を許可された学生を外国人留学生とする。

3 外国人留学生のうち、教育上必要があると認めた者の授業科目履修に関しては、特例として別表に定める日本語及び日本事情に関する科目を開設する。

4 外国人留学生については、本学則を準用する。

第 15 章 奨学及び育英

第 49 条 本学に奨学制度を設ける。奨学制度に関する規程は、別に定める。

2 学術及び人物ともに優秀であり、経済的に豊かでないと認められる者には、選考の上、授業料相当額を給付することがある。

3 前項の該当者で給付を受けなかった者については、日本学生支援機構その他の奨学生として推薦することがある。

第 16 章 図書館

第 50 条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

第 17 章 公開講座

第 51 条 本学に、必要に応じ、公開講座を開設する。

2 公開講座に関する規程は、別に定める。

第 18 章 学寮及び厚生保健施設

第 52 条 本学に学寮を置き、学生は、希望により選考の上、入寮することができる。

2 学寮に関する規程は、別に定める。

第 53 条 学生の保健及び衛生のため、学校医を委託し、本学に健康相談所を置く。

第 54 条 学生の補導及び生活相談のため、本学に学生生活相談所を置く。

第 19 章 賞罰

第 55 条 学長は、学部教授会の議を経て、学術研究に見るべきものがあり、かつ人物が優秀な学生を表彰することがある。

第 56 条 学長は、学部教授会の議を経て、本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をした学生に懲戒を加えることができる。懲戒は、訓告、停学又は退学の 3 種とする。

2 前項のうち、退学は、次の各号の 1 に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 怠学により成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第 20 章 補則

第 57 条 この学則に定めるものの他、学則施行に必要な細則は、学長が定める。

附 則

この学則は、昭和 54 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この学則は、昭和 55 年 4 月 1 日より施行する。ただし、第 33 条に定める授業料及び入学科については、昭和 54 年度入学生には従前の規定を適用する。

附 則

この学則は、昭和 56 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日より施行する。ただし、消費経済学科の専門教育科目については、昭和 58 年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、昭和 59 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日より施行する。ただし、昭和 60 年度から昭和 62 年度において消費経済学科の総定員は、第 4 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

昭和 60 年度	450 人
昭和 61 年度	500 人
昭和 62 年度	550 人

附 則

この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日より施行する。ただし、第 4 条の規定にかかわらず、昭和 62 年度から昭和 70 年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学部及び学科	入学定員
経 済 学 部	人
消費経済学科	150
経営学科	150
計	300

附 則

この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この学則は、平成元年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この学則は、平成 2 年 4 月 1 日より施行する。ただし、教職課程については、平成元年以前の入学生には、従前の規定を適用する。

附 則

この学則は、平成 2 年 10 月 1 日より施行する。

附 則

この学則は、平成 3 年 4 月 1 日より施行する。ただし、第 33 条に定める授業料及び教育充実費については、平成 2 年度以前の入学生には、従前の規定を適用する。

附 則

この学則は、平成 3 年 10 月 1 日より施行する。

附 則

この学則は、平成 4 年 4 月 1 日より施行する。ただし、第 14 条及び第 19 条については、平成 4 年 3 月 1 日より適用する。

附 則

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日より施行する。ただし、第 9 条、第 13 条、第 14 条及び第 15 条の 2 については、平成 7 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日より施行する。ただし、第 4 条の規定にかかわらず、平成 8 年度から平成 11 年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学部及び学科	入学定員	
経 済 学 部	人	
消費経済学科		150
経営学科		150
計	300	
法学部 企業法学科	200	

附 則

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この学則は、平成 10 年 4 月 1 日より施行する。ただし、第 33 条に定める授業料については、平成 9 年度以前の入学生には、従前の規定を適用する。

附 則

この学則は、平成 11 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経済学部消費経済学科の存続に関する経過措置)

経済学部消費経済学科は、第 3 条の規定にかかわらず、平成 14 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、なお従前の学則を適用する。

(経済学部経営学科の存続に関する経過措置)

経済学部経営学科は、第 3 条の規定にかかわらず、平成 14 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、なお従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 48 条第 3 項により別表の日本語及び日本事情に関する科目にあっては、平成 13 年度入学生にも適用する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(法学部企業法学科及び国際関係法学科の存続に関する経過措置)

2 法学部企業法学科及び国際関係法学科は、改正後の規定にかかわらず、平

成 15 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、なお従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表中、経済学部現代経済学科の科目「地域調査」(選択 4 単位)については、平成 17 年度経済学部現代経済学在学学生は、第 14 条に定める卒業要件単位に算入することができる。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 33 条に定める入学科及び授業料は、平成 19 年度第 1 年次入学生から適用する。

附 則

この学則は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表中、経済学部現代経済学科及び法学部法学科の科目「キャリアの基礎」(選択 2 単位)については、平成 19 年度経済学部現代経済学科及び法学部法学科在学学生は、第 14 条に定める卒業要件単位に算入することができる。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(人間生活科学部幼児保育学科の存続に関する経過措置)

2 人間生活科学部幼児保育学科は、改正後の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、なお従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(人間生活科学部教育保育学科の教育課程の変更に伴う経過措置)

2 平成 20 年度以前の人間生活科学部教育保育学科（平成 19 年度以前は、幼児保育学科）入学生に係る第 14 条第 1 項第 4 号及び別表（教育課程）については、従前の規定を適用する。

(人間生活科学部管理栄養学科の教育課程の変更に伴う経過措置)

3 平成 20 年度以前の人間生活科学部管理栄養学科入学生に係る第 14 条第 1 項第 5 号及び別表（教育課程）については、従前の規定を適用する。

(外国人留学生の学費の取扱いに関する経過措置)

4 第 33 条に定める留学の在留資格を有する外国人留学生の学費の取扱いは、平成 20 年度以前に入学した留学生については、従前の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
(教育職員免許法施行規則改正による教職実践演習の新設等に係る教育課程の変更に伴う経過措置)
- 2 平成 21 年度以前の入学生に係る別表(教育課程)については、従前の規定を適用する。
(経済学部現代経済学科の教育課程の変更に伴う経過措置)
- 3 平成 21 年度以前の経済学部現代経済学科入学生に係る別表(教育課程)については、従前の規定を適用する。ただし、「スポーツと栄養」(選択 2 単位)、「スポーツと心理」(選択 2 単位)、「スポーツと社会」(選択 2 単位)及び「スポーツの歴史」(選択 2 単位)は、平成 21 年度以前の入学生についても、第 14 条に定める卒業要件単位に算入することができる。
(経営学部経営学科の教育課程の変更に伴う経過措置)
- 4 平成 21 年度以前の経営学部経営学科入学生に係る別表(教育課程)については、従前の規定を適用する。ただし、「スポーツと栄養」(選択 2 単位)、「スポーツと心理」(選択 2 単位)、「スポーツと社会」(選択 2 単位)及び「スポーツの歴史」(選択 2 単位)は、平成 21 年度以前の入学生についても、第 14 条に定める卒業要件単位に算入することができる。
(法学部法学科の教育課程の変更に伴う経過措置)
- 5 平成 21 年度以前の法学部法学科入学生に係る別表(教育課程)については、従前の規定を適用する。ただし、「スポーツと栄養」(選択 2 単位)、「スポーツと心理」(選択 2 単位)、「スポーツと社会」(選択 2 単位)及び「スポーツの歴史」(選択 2 単位)は、平成 21 年度以前の入学生についても、第 14 条に定める卒業要件単位に算入することができる。
(人間生活科学部教育保育学科の教育課程の変更に伴う経過措置)
- 6 平成 21 年度以前の間生活科学部教育保育学科(平成 19 年度以前は、幼児保育学科)入学生に係る別表(教育課程)については、従前の規定を適用する。ただし、「スポーツと栄養」(選択 2 単位)、「スポーツと心理」(選択 2 単位)、「スポーツと社会」(選択 2 単位)、「スポーツの歴史」(選択 2 単位)及び「子どもの英語」(選択 2 単位)は、平成 21 年度以前の入学生についても、第 14 条に定める卒業要件単位に算入することができる。
(人間生活科学部管理栄養学科の教育課程の変更に伴う経過措置)
- 7 平成 21 年度以前の間生活科学部管理栄養学科入学生に係る別表(教育課程)については、従前の規定を適用する。ただし、「スポーツと栄養」(選択 2 単位)、「スポーツと心理」(選択 2 単位)、「スポーツと社会」(選択 2 単位)及び「スポーツの歴史」(選択 2 単位)は、平成 21 年度以前の入学生について

も、第 14 条に定める卒業要件単位に算入することができる。

(単位認定評価に係る規定の経過措置)

- 8 改正後の第 16 条の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日に在学する者(編入学生については、平成 23 年 4 月に入学する者まで)については、従前の認定評価を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(法学部法学科の存続に関する経過措置)

- 2 法学部法学科は、改正後の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、なお従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経済学部現代経済学科の教育課程の平成 22 年度変更に伴う経過措置)

- 2 平成 21 年度以前の経済学部現代経済学科入学生に関わる別表(教育課程)については、従前の規定を適用する。ただし、「総合科目Ⅶ(くらしと観光)」(選択 2 単位)は、平成 21 年度以前の入学生についても、第 14 条に定める卒業要件単位に算入できる。

(人間生活科学部教育保育学科の教育課程の変更に伴う経過措置)

- 3 平成 22 年度以前の人間生活科学部教育保育学科入学生に係る別表(教育課程)については、従前の規定を適用する。

(経済学部現代経済学科の教育課程の変更に伴う経過措置)

- 4 平成 22 年度以前の経済学部現代経済学科の入学生に関わる別表(教育課程)については、従前の規定を適用する。ただし、「はじめてのワークロ」(選択 1 単位)及び「はじめての表計算」(選択 1 単位)は、平成 22 年度以前の入学生についても、第 14 条に定める卒業要件単位に算入することができる。

(経営学部経営学科の教育課程の変更に伴う経過措置)

- 5 平成 22 年度以前の経営学部経営学科の入学生に関わる別表(教育課程)については、従前の規定を適用する。ただし、「はじめてのワークロ」(選択 1 単位)及び「はじめての表計算」(選択 1 単位)は、平成 22 年度以前の入学生についても、第 14 条に定める卒業要件単位に算入することができる。

附 則

この学則は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(教育課程の変更に伴う経過措置)

- 2 平成 23 年度以前の経済学部現代経済学科、経営学部経営学科、法学部ビジネス法学科(平成 22 年度以前は、法学科)、人間生活科学部教育保育学科及び人間生活科学部管理栄養学科の入学生に係る別表(教育課程)については、従前の規程を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経済学部現代経済学科、経営学部経営学科、法学部ビジネス法学科、人間生活科学部教育保育学科及び管理栄養学科の教育課程の変更に伴う経過措置)

置)

- 2 平成 24 年度以前の経済学部現代経済学科、経営学部経営学科、法学部ビジネス法学科、人間生活科学部教育保育学科及び管理栄養学科の入学生に係る学則第 14 条及び別表 1 (教育課程) については、従前の規程を適用する。

附 則

この学則は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
(卒業要件単位数に係る経過措置)
- 2 平成 25 年度以前の経済学部、経営学部及び法学部入学生に係る第 14 条については、従前の規程を適用する。
(教育課程の変更に伴う経過措置)
- 3 平成 25 年度以前の入学生に係る別表 (教育課程) については、従前の規定を適用する。
- 4 経済学部現代経済学科の「アジア経済論」(選択 2 単位)、「開発経済論」(選択 2 単位) は、平成 25 年度以前の入学生についても、第 14 条に定める卒業要件単位に参入することができる。
- 5 経済学部現代経済学科、経営学部経営学科及び法学部ビジネス法学科の「社会とつながるⅢ」(選択 2 単位) は、平成 25 年度入学生についても、第 14 条に定める卒業要件単位に参入することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
(教育課程の変更に伴う経過措置)
- 2 平成 26 年度以前の入学生に係る教育課程 (別表) については、従前の規定を適用する。ただし、下記内容については、第 14 条に定める卒業要件単位に参入することができる。

経済学部 現代経済学科

科目名	適用範囲
ベトナム語入門	平成26年度以前の入学生
社会調査概論	平成26年度以前の入学生
G I S 概論	平成26年度以前の入学生
インターンシップ入門 I	平成26年度以前の入学生
社会とつながるⅢ	平成25年度の入学生

経営学部 経営学科

科目名	適用範囲
ベトナム語入門	平成26年度以前の入学生
インターンシップ入門Ⅰ	平成26年度以前の入学生
社会とつながるⅢ	平成25年度以前の入学生
マーケティング特論	平成25年度及び平成26年度入学生

法学部 ビジネス法学科

科目名	適用範囲
ベトナム語入門	平成26年度以前の入学生
インターンシップ入門Ⅰ	平成26年度以前の入学生
社会とつながるⅢ	平成25年度の入学生

人間生活科学部 教育保育学科

科目名	適用範囲
社会とつながるⅢ	平成25年度の入学生
基礎力養成Ⅰ	平成25年度及び平成26年度入学生
基礎力養成Ⅱ	平成25年度及び平成26年度入学生
基礎力養成Ⅲ	平成25年度及び平成26年度入学生
基礎力養成Ⅳ	平成25年度及び平成26年度入学生

人間生活科学部 管理栄養学科

科目名	適用範囲
社会とつながるⅢ	平成25年度の入学生

(外国人留学生の学費の変更に伴う経過措置)

- 3 平成26年度以前に入学した外国人留学生に係る別表2(学費)については、従前の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(教育課程の変更に伴う経過措置)

2 平成 27 年度以前の入学生に係る教育課程(別表)については、従前の規定を適用する。ただし、下記内容については、第 14 条に定める卒業要件単位に参入することができる。

経済学部 現代経済学科

科目名	適用範囲
公務員基礎力養成Ⅰ	平成27年度入学生
公務員基礎力養成Ⅱ	平成27年度入学生
公務員基礎力養成Ⅲ	平成27年度入学生
公務員基礎力養成Ⅳ	平成27年度入学生
経済地理学	平成27年度以前の入学生
インターンシップⅢ	平成26年度及び平成27年度入学生

経営学部 経営学科

科目名	適用範囲
公務員基礎力養成Ⅰ	平成27年度入学生
公務員基礎力養成Ⅱ	平成27年度入学生
公務員基礎力養成Ⅲ	平成27年度入学生
公務員基礎力養成Ⅳ	平成27年度入学生
インターンシップⅢ	平成26年度及び平成27年度入学生
キャリア支援講座Ⅱ	平成26年度及び平成27年度入学生
経済地理学	平成27年度以前の入学生

法学部 ビジネス法学科

科目名	適用範囲
公務員基礎力養成Ⅰ	平成27年度入学生
公務員基礎力養成Ⅱ	平成27年度入学生
公務員基礎力養成Ⅲ	平成27年度入学生
公務員基礎力養成Ⅳ	平成27年度入学生
インターンシップⅢ	平成26年度及び平成27年度入学生
キャリア支援講座Ⅱ	平成26年度及び平成27年度入学生

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(教育課程の変更に伴う経過措置)

- 2 平成28年度以前の入学生に係る教育課程(別表)については、従前の規定を適用する。ただし、下記内容については、第14条に定める卒業要件単位に参入することができる。

経済学部 現代経済学科

科目名	適用範囲
公務員試験対策Ⅰ	平成27年度及び平成28年度入学生
公務員試験対策Ⅱ	平成27年度及び平成28年度入学生

経営学部 経営学科

科目名	適用範囲
公務員試験対策Ⅰ	平成27年度及び平成28年度入学生
公務員試験対策Ⅱ	平成27年度及び平成28年度入学生

法学部 ビジネス法学科

科目名	適用範囲
公務員試験対策Ⅰ	平成27年度及び平成28年度入学生
公務員試験対策Ⅱ	平成27年度及び平成28年度入学生

人間生活科学部 教育保育学科

科目名	適用範囲
公務員試験対策Ⅰ	平成27年度及び平成28年度入学生
公務員試験対策Ⅱ	平成27年度及び平成28年度入学生

人間生活科学部 管理栄養学科

科目名	適用範囲
公務員試験対策Ⅰ	平成27年度及び平成28年度入学生
公務員試験対策Ⅱ	平成27年度及び平成28年度入学生

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
(教育課程の変更に伴う経過措置)
- 2 平成 29 年度以前の入学生に係る教育課程(別表)については、従前の規定を適用する。ただし、下記内容については、第 14 条に定める卒業要件単位に参入することができる。

経済学部 現代経済学科／共通科目群

経営学部 経営学科／共通科目群

法学部 ビジネス法学科／共通科目群

人間生活科学部 教育保育学科／共通科目群

人間生活科学部 管理栄養学科／共通科目群

科目名	適用範囲
日本事情Ⅳ	平成29年度以前の入学生
多様な言語の世界	平成29年度以前の入学生
科学と人間社会Ⅱ	平成29年度以前の入学生
科学と人間社会Ⅲ	平成29年度以前の入学生
全学ゼミナール	平成29年度以前の入学生
海外研修Ⅰ	平成29年度以前の入学生
海外研修Ⅱ	平成29年度以前の入学生
海外研修Ⅲ	平成29年度以前の入学生
海外研修Ⅳ	平成29年度以前の入学生

経済学部 現代経済学科／専門科目群

科目名	適用範囲
比較経済学特論Ⅰa	平成29年度以前の入学生
比較経済学特論Ⅰb	平成29年度以前の入学生
比較経済学特論Ⅱa	平成29年度以前の入学生
比較経済学特論Ⅱb	平成29年度以前の入学生
比較経済学特論Ⅲa	平成29年度以前の入学生
比較経済学特論Ⅲb	平成29年度以前の入学生
比較経済学特論Ⅳa	平成29年度以前の入学生
比較経済学特論Ⅳb	平成29年度以前の入学生

経営学部 経営学科／専門科目群

科目名	適用範囲
比較経営学特論Ⅰa	平成29年度以前の入学生
比較経営学特論Ⅰb	平成29年度以前の入学生
比較経営学特論Ⅱa	平成29年度以前の入学生
比較経営学特論Ⅱb	平成29年度以前の入学生
比較経営学特論Ⅲa	平成29年度以前の入学生
比較経営学特論Ⅲb	平成29年度以前の入学生
比較経営学特論Ⅳa	平成29年度以前の入学生
比較経営学特論Ⅳb	平成29年度以前の入学生

法学部 ビジネス法学科／専門科目群

科目名	適用範囲
比較法学特論Ⅰa	平成29年度以前の入学生
比較法学特論Ⅰb	平成29年度以前の入学生
比較法学特論Ⅱa	平成29年度以前の入学生
比較法学特論Ⅱb	平成29年度以前の入学生
比較法学特論Ⅲa	平成29年度以前の入学生
比較法学特論Ⅲb	平成29年度以前の入学生
比較法学特論Ⅳa	平成29年度以前の入学生
比較法学特論Ⅳb	平成29年度以前の入学生

附 則

(施行期日)

- この学則は、平成31年4月1日から施行する。
(経済学部現代経済学科の教職課程取下げに伴う経過措置)
- 経済学部現代経済学科の教職課程(高等学校教諭一種免許状商業及び同情報)は、平成30年度以前の入学生については、従前の規定を適用する。
(教育課程の変更に伴う経過措置)
- 平成30年度以前の入学生に係る教育課程(別表)については、従前の規定を適用する。ただし、下記内容については、第14条に定める卒業要件単位に算入することができる。

経済学部 現代経済学科／共通科目群

経営学部 経営学科／共通科目群

法学部 ビジネス法学科／共通科目群

人間生活科学部 教育保育学科／共通科目群

人間生活科学部 管理栄養学科／共通科目群

科目名	適用範囲
スペイン語入門	平成30年度入学生のみ
日本の文化と社会	平成30年度以前の入学生
地域創生と文化遺産	平成30年度以前の入学生
アジア史	平成30年度以前の入学生
交通と社会	平成30年度以前の入学生
生命と倫理	平成30年度以前の入学生

経済学部 現代経済学科／専門科目群

科目名	適用範囲
東海地方の産業	平成30年度以前の入学生

経営学部 経営学科／専門科目群

科目名	適用範囲
マネジメント特論	平成30年度以前の入学生

附 則

1 この附則は、令和元年5月31日付文部科学大臣提出の学則変更届のうち、第8条（学年暦の変更）に係る内容に適用する。

（施行期日）

2 この学則は、令和元年6月1日から施行する。ただし、前項の規定にかかわらず、学長は、令和元年6月1日以前であっても、改正後の第8条第2項の定めを行うことができる。

附 則

1 この附則は、令和元年5月31日付文部科学大臣提出の学則変更届のうち、第33条（外国人留学生の学費減免変更）に係る内容に適用する。

（施行期日）

2 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

（学費の変更に係る経過措置）

3 平成31年度以前に入学した外国人留学生の入学金、授業料、施設整備費、維持費、教育充実費及び実験実習費については、従前の規程を適用する。

附 則

- 1 この附則は、令和 2 年 3 月 31 日付文部科学大臣提出の学則変更届に係る内容に適用する。

(施行期日)

- 2 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(教育課程の変更に係る経過措置)

- 3 令和元年以前の入学生に係る教育課程(別表)については、従前の規定を適用する。ただし、下記内容については、第 14 条に定める卒業要件単位に算入することができる。

経済学部 現代経済学科／共通科目群

経営学部 経営学科／共通科目群

法学部 ビジネス法学科／共通科目群

科目名	適用範囲
日本事情 V	平成 30 年度以前の入学生

附 則

- 1 この附則は、令和 3 年 3 月 31 日付文部科学大臣提出の学則変更届に係る内容に適用する。

(施行期日)

- 2 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(教育課程の変更に係る経過措置)

- 3 令和 2 年以前の入学生に係る教育課程(別表)については、従前の規定を適用する。ただし、下記内容については、第 14 条に定める卒業要件単位に算入することができる。

経済学部 現代経済学科／共通科目群

経営学部 経営学科／共通科目群

法学部 ビジネス法学科／共通科目群

人間生活科学部 教育保育学科／共通科目群

人間生活科学部 管理栄養学科／共通科目群

科目名	適用範囲
特殊共通講義Ⅰ	令和２年度以前の入学生
特殊共通講義Ⅱ	令和２年度以前の入学生
特殊共通講義Ⅲ	令和２年度以前の入学生

経済学部 現代経済学科／専門科目群

経営学部 経営学科／専門科目群

法学部 ビジネス法学科／専門科目群

人間生活科学部 教育保育学科／専門科目群

人間生活科学部 管理栄養学科／専門科目群

科目名	適用範囲
特殊専門講義Ⅰ	令和２年度以前の入学生
特殊専門講義Ⅱ	令和２年度以前の入学生
特殊専門講義Ⅲ	令和２年度以前の入学生

附 則

- この附則は、令和４年３月３１日付文部科学大臣提出の学則変更届に係る内容に適用する。

(施行期日)

- この学則は、令和４年４月１日から施行する。

(教育課程の変更に係る経過措置)

- 令和３年度以前の入学生に係る教育課程(別表)については、従前の規定を適用する。ただし、下の表に記載の改定については、当該表の適用年度について適用する。

経営学部 経営学科／教職に関する専門科目群

法学部 ビジネス法学科／教職に関する専門科目群

人間生活科学部 管理栄養学科／教職に関する専門科目群

新(改正後)	旧(改正前)	適用年度
教育の方法・技術	教育の方法・技術(中・高・栄養)	令和3年度入学生に適用
特別活動・総合的な学習の時間の指導法	特別活動・総合的な学習の時間の指導法(中・高・栄養)	令和元年度入学生より適用

人間生活科学部 教育保育学科／専門科目群

新(改正後)	旧(改正前)	適用年度
教育の方法・技術	教育の方法・技術(幼・小)	令和3年度入学生に適用

附 則

- 1 この附則は、令和4年5月31日付文部科学大臣提出の学則変更届に係る内容に適用する。

(施行期日)

- 2 この学則は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この附則は、令和4年12月19日付文部科学大臣提出の学則変更届に係る内容に適用する。

(施行期日)

- 2 この学則は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この附則は、令和5年3月31日付文部科学大臣提出の学則変更届に係る内容に適用する。

(施行期日)

- 2 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

(教育課程の変更に係る経過措置)

- 3 令和4年度以前の入学生に係る教育課程(別表)については、従前の規定を適用する。ただし、改正後の下の表に記載した授業科目については、令和4

年度以前の入学生にも適用する。

共通科目群／語学

科目名
コリア語初級

共通科目群／社会と歴史

科目名
アジア史Ⅱ
アジア史Ⅲ
イスラーム入門

附 則

- 1 この附則は、令和5年10月10日付文部科学大臣提出の学則変更届に係る内容に適用する。
(施行期日)
- 2 この学則は、令和5年11月1日から施行する。
(副専攻導入に関する経過措置)
- 3 第15条の6に定める副専攻は、令和5年度第1年次入学生が第2年次となる令和6年度から適用する。

附 則

- 1 この附則は、令和6年3月29日付文部科学大臣提出の学則変更届に係る内容に適用する。
(施行期日)
- 2 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
(教育課程の変更に伴う経過措置)

- 3 令和5年度以前の入学生に係る教育課程（別表）については、従前の規定を適用する。ただし、改正後の下の表に記載した授業科目については、令和5年度以前の入学生にも適用する。

共通科目群／科学と自然

科目名
数学入門

経営学部 経営学科

専門科目群／専門

科目名
AI・データサイエンスⅡ
AI・データサイエンスⅢ

(別表1)

学部	学科	科目名	単位数		備考	
			必修	選択		
現代経済学部	経済学科	共通科目群			共通科目28単位以上修得	
		I 情報				
		情報リテラシー	2		2単位以上修得	
		情報(Word)		2		
		情報(Excel)		2		
		情報(Power Point)		2		
		情報処理 I		2		
		情報処理 II		2		
		II 語学				
		基礎英語 I	2		2単位以上修得	
		基礎英語 II	2			
		スキルアップ英語 I	2			
		スキルアップ英語 II	2			
		英語コミュニケーション		2		
		トピック対策英語 I		2		
		トピック対策英語 II		2		
		英語ライティング		2		
		英語リーディング		2		
		中国語入門		2		
		中国語初級		2		
		中国語中級		2		
		韓国語入門		2		
		韓国語初級		2		
		ポルトガル語入門		2		
		ベトナム語入門		2		
		スペイン語入門		2		
		フランス語入門		2		
		ドイツ語入門		2		
		III 健康とスポーツ				
		健康生活と生涯スポーツ		2		
		生涯スポーツ実習 I		1		
		生涯スポーツ実習 II		1		
		IV 文化と社会				
		多様な言語の世界		2		
		文学と現代		2		
		アジアの中の思想		2		
		アートと現代社会		2		
		犬山学入門		2		
		地理学 I (地誌を含む)		2		
		地理学 II		2		
		心の科学 I		2		
		心の科学 II		2		
		日本の文化と社会		2		
地域創生と文化遺産		2				
ジェンダーと現代社会		2				
人間社会と文化形成		2				
V 社会と歴史						
政治の世界		2				
歴史との対話		2				
情報と社会行動の科学		2				
日本史		2				
西洋史		2				
アジア史 I		2				
アジア史 II		2				
アジア史 III		2				
世界の中のアジア		2				
交通と社会		2				
イスラーム入門		2				

学部	学科	科目名	単位数		備考	
			必修	選択		
経済学部	現代経済学科	VI 科学と自然				
		生活と数		2		
		生活の中の科学		2		
		生命の科学		2		
		統計学入門		2		
		数学入門		2		
		VII 文理ハイブリッド				
		科学と人間社会Ⅰ		2		
		科学と人間社会Ⅱ		2		
		科学と人間社会Ⅲ		2		
		環境共生の探求Ⅰ		2		
		環境共生の探求Ⅱ		2		
		生命と倫理		2		
		VIII 全学ゼミナール				
		全学ゼミナール		2		
		IX 体験型探求				
		体験型プロジェクト		4		
		X キャリア				
		基礎力養成Ⅰ		2		
		基礎力養成Ⅱ		2		
		公務員・就職試験基礎力養成Ⅰ		2		
		公務員・就職試験基礎力養成Ⅱ		2		
		公務員・就職試験基礎力養成Ⅲ		2		
		公務員・就職試験基礎力養成Ⅳ		2		
		公務員・就職試験対策Ⅰ		2		
		公務員・就職試験対策Ⅱ		2		
		XI 特殊科目				
		特殊共通講義Ⅰ			[1]	
		特殊共通講義Ⅱ			[2]	
		特殊共通講義Ⅲ			[4]	
		XII 留学認定科目				
		海外研修Ⅰ		2		
		海外研修Ⅱ		2		
外国事情Ⅰ		2				
外国事情Ⅱ		2				
外国事情Ⅲ		2				
外国事情Ⅳ		2				
	計	10	148			
	専門科目群			専門科目群60単位以上修得		
	I 専門共通基礎Ⅰ					
	市民生活と法	2				
	市民生活と経済	2				
	市民生活とビジネス	2				
	市民生活とキャリア形成	2				
	II 専門共通基礎Ⅱ					
	情報技術の経営学		2	2単位以上修得		
	人と組織の経営学		2			
	会計と資金の経営学		2			
	商品と流通の経営学		2			
	戦後日本経済の動き	2				
	国民経済と政府	2				
	市場の経済学	2				
	地域経済と産業	2				
	国家と法(日本国憲法)		2	2単位以上修得		
	裁判と法		2			
	企業と法		2			
	犯罪と法		2			
	国際社会と法		2			

学部 学科	科目名	単位数		備考	
		必修	選択		
現代経済学部 経済学科	III 専門科目			ジョブトレーニング I・IIから1単位以上を含む32単位以上修得	
	基本簿記	2			
	マクロ経済学		2		
	ミクロ経済学		2		
	経済システム論		2		
	NPO・NGO論		2		
	経済史		2		
	経済統計学		2		
	財政学		2		
	アジア経済論		2		
	GIS概論		2		
	経済地理学		2		
	金融論		2		
	経済学史		2		
	経済政策		2		
	国際経済論		2		
	社会政策と社会保障		2		
	地方財政論		2		
	地域経済論		2		
	地域調査		4		
	国際金融論		2		
	中小企業論		2		
	地域政策		2		
	雇用と労働		2		
	東海地方の産業		2		
	[キャリア科目]				
	資格・検定講座 I		2		
	資格・検定講座 II		2		
	資格・検定講座 III		2		
	資格・検定講座 IV		2		
	資格・検定講座 V		2		
	ジョブトレーニング I		1		
	ジョブトレーニング II		2		
	職業能力養成基礎(SPI対策)		2		
	キャリア選択と自己実現		2		
	IV 特殊科目				
	特殊専門講義 I				[1]
	特殊専門講義 II				[2]
	特殊専門講義 III				[4]
	V 隣接科目				
商業簿記		2			
情報社会と情報倫理		2			
マーケティング論		2			
原価計算論		2			
流通論		2			
簿記 I (株式会社社会計)		2			
簿記 II (製造業会計)		2			
プレゼンテーション		2			
情報処理概論		2			
データ解析		2			
財務会計		2			
経営学		4			
情報システムの理論と実際		2			
経営情報論		2			
ベンチャービジネス		2			
消費者商品論		2			
マーケティング調査論		2			

学部	学科	科目名	単位数		備考	
			必修	選択		
経済学部	現代経済学科	生活経営論		2		
		国際経済・ビジネス事情		2		
		情報と法		2		
		商法		2		
		会社法		2		
		VI 認定科目				
		簿記検定		2		
		VII 留学認定科目				
		比較経済学特論 I a		2		
		比較経済学特論 I b		2		
		比較経済学特論 II a		2		
		比較経済学特論 II b		2		
		比較経済学特論 III a		2		
		比較経済学特論 III b		2		
		比較経済学特論 IV a		2		
		比較経済学特論 IV b		2		
		計	18	147		
		演習群				20単位修得
		基礎演習 I A	2			
		基礎演習 I B	2			
		基礎演習 II A	2			
基礎演習 II B	2					
専門演習 I A	2					
専門演習 I B	2					
専門演習 II A	2					
専門演習 II B	2					
卒業論文	4					
計	20					

(注)

単位欄が[]の特殊科目は、講義科目が異なるものであれば、複数個の履修が可能な科目である。

[]の単位数は、共通科目群、専門科目群の計に含まない。

学部 学科	科目名	単位数		備考
		必修	選択	
経営学部 経営学科	共通科目群			共通科目32単位以上修得
	I 情報			
	情報リテラシー	2		2単位以上修得
	情報(Word)		2	
	情報(Excel)		2	
	情報(Power Point)		2	
	情報処理 I		2	
	情報処理 II		2	
	II 語学			
	基礎英語 I	2		8単位修得
	基礎英語 II	2		
	スキルアップ英語 I	2		
	スキルアップ英語 II	2		
	英語コミュニケーション		2	
	トピック対策英語 I		2	
	トピック対策英語 II		2	
	英語ライティング		2	
	英語リーディング		2	
	中国語入門		2	
	中国語初級		2	
	中国語中級		2	
	韓国語入門		2	
	韓国語初級		2	
	ポルトガル語入門		2	
	ベトナム語入門		2	
	スペイン語入門		2	
	フランス語入門		2	
	ドイツ語入門		2	
	III 健康とスポーツ			
	健康生活と生涯スポーツ		2	
	生涯スポーツ実習 I		1	
	生涯スポーツ実習 II		1	
	IV 文化と社会			
	多様な言語の世界		2	
	文学と現代		2	
	アジアの中の思想		2	
	アートと現代社会		2	
	犬山学入門		2	
	地理学 I (地誌を含む)		2	
	地理学 II		2	
	心の科学 I		2	
心の科学 II		2		
日本の文化と社会		2		
地域創生と文化遺産		2		
ジェンダーと現代社会		2		
人間社会と文化形成		2		
V 社会と歴史				
政治の世界		2		
歴史との対話		2		
情報と社会行動の科学		2		
日本史		2		
西洋史		2		
アジア史 I		2		
アジア史 II		2		
アジア史 III		2		
世界の中のアジア		2		
交通と社会		2		
イスラーム入門		2		

学部	学科	科目名	単位数		備考	
			必修	選択		
経営学部	経営学科	VI 科学と自然				
		生活と数		2		
		生活の中の科学		2		
		生命の科学		2		
		統計学入門		2		
		数学入門		2		
		VII 文理ハイブリッド				
		科学と人間社会Ⅰ		2		
		科学と人間社会Ⅱ		2		
		科学と人間社会Ⅲ		2		
		環境共生の探求Ⅰ		2		
		環境共生の探求Ⅱ		2		
		生命と倫理		2		
		VIII 全学ゼミナール				
		全学ゼミナール		2		
		IX 体験型探求				
		体験型プロジェクト		4		
		X キャリア				
		基礎力養成Ⅰ		2		
		基礎力養成Ⅱ		2		
		公務員・就職試験基礎力養成Ⅰ		2		
		公務員・就職試験基礎力養成Ⅱ		2		
		公務員・就職試験基礎力養成Ⅲ		2		
		公務員・就職試験基礎量養成Ⅳ		2		
		公務員・就職試験対策Ⅰ		2		
		公務員・就職試験対策Ⅱ		2		
		XI 特殊科目				
		特殊共通講義Ⅰ			[1]	
		特殊共通講義Ⅱ			[2]	
		特殊共通講義Ⅲ			[4]	
		XII 留学認定科目				
		海外研修Ⅰ		2		
		海外研修Ⅱ		2		
		外国事情Ⅰ		2		
		外国事情Ⅱ		2		
		外国事情Ⅲ		2		
外国事情Ⅳ		2				
計		10	148			
		専門科目群			専門科目群64単位以上修得	
		I 専門共通基礎Ⅰ				
		市民生活と法	2			
		市民生活と経済	2			
		市民生活とビジネス	2			
		市民生活とキャリア形成	2			
		II 専門共通基礎Ⅱ				
		情報技術の経営学	2			
		人と組織の経営学	2			
		会計と資金の経営学	2			
		商品と流通の経営学	2			
		戦後日本経済の動き		2		
		地域経済と産業		2		
		国民経済と政府		2		
		市場の経済学		2		
		国家と法(日本国憲法)		2		
		裁判と法		2		

学部 学科	科目名	単位数		備考
		必修	選択	
経営学部 経営学科	企業と法		2	
	犯罪と法		2	
	国際社会と法		2	
	III 専門科目			
	基本簿記	2		
	商業簿記		2	
	基本経営学		2	
	情報処理概論		2	
	プログラム入門		2	
	情報社会と情報倫理		2	
	経営統計論		2	
	経営学		4	
	経営情報論		2	
	マーケティング論		2	
	情報と法		2	
	雇用と労働		2	
	生活経営論		2	
	財務会計		2	
	原価計算論		2	
	国際経済・ビジネス事情		2	
	情報システムの理論と実際		2	
	情報通信ネットワーク		2	
	情報処理特論		4	
	メディア表現		2	
	流通論		2	
	地域産業論		2	
	管理会計と財務分析		2	
	簿記Ⅰ(株式会社会計)		2	
	簿記Ⅱ(製造業会計)		2	
	プレゼンテーション		2	
	AI・データサイエンス		2	
	AI・データサイエンスⅡ		2	
	AI・データサイエンスⅢ		2	
	データ解析		2	
	ベンチャービジネス		2	
	消費者商品論		2	
	ガバナンスと監査		2	
	マーケティング調査論		2	
	人的資源管理論		2	
	税法会計論		2	
	販売管理論		2	
	ビジネスモデル		2	
データベース		2		
資格・検定講座Ⅰ		2		
資格・検定講座Ⅱ		2		
資格・検定講座Ⅲ		2		
資格・検定講座Ⅳ		2		
資格・検定講座Ⅴ		2		
ジョブトレーニングⅠ		1	1単位以上取得	
ジョブトレーニングⅡ		2		
職業能力養成基礎(SPI対策)		2		
キャリア選択と自己実現		2		

学部	学科	科目名	単位数		備考	
			必修	選択		
経営学部	経営学科	IV 特殊科目				
		特殊専門講義 I		[1]		
		特殊専門講義 II		[2]		
		特殊専門講義 III		[4]		
		V 隣接科目				
		NPO・NGO論		2		
		経済史		2		
		金融論		2		
		経済政策		2		
		国際経済論		2		
		社会政策と社会保障		2		
		地域経済論		2		
		地域調査		4		
		国際金融論		2		
		経済地理学		2		
		外国法		2		
		租税法		2		
		民法総則		2		
		物権法		2		
		債権法総論		2		
		債権法各論		2		
		商法		2		
		会社法		2		
		労働法		2		
		VI 留学認定科目				
		比較経営学特論 I a		2		
		比較経営学特論 I b		2		
		比較経営学特論 II a		2		
		比較経営学特論 II b		2		
		比較経営学特論 III a		2		
		比較経営学特論 III b		2		
比較経営学特論 IV a		2				
比較経営学特論 IV b		2				
計		18	171			
演習群				20単位修得		
基礎演習 I A		2				
基礎演習 I B		2				
基礎演習 II A		2				
基礎演習 II B		2				
専門演習 I A		2				
専門演習 I B		2				
専門演習 II A		2				
専門演習 II B		2				
卒業研究		4				
計		20				

(注)

単位欄が[]の特殊科目は、講義科目が異なるものであれば、複数個の履修が可能な科目である。

[]の単位数は、共通科目群、専門科目群の計に含まない。

学部 学科	科目名	単位数		備考	
		必修	選択		
法学部 ビジネス 法学科	共通科目群			共通科目群30単位以上修得	
	I 情報				
	情報リテラシー	2		2単位以上修得	
	情報(Word)		2		
	情報(Excel)		2		
	情報(Power Point)		2		
	情報処理 I		2		
	情報処理 II		2		
	II 語学				
	基礎英語 I	2		8単位修得	
	基礎英語 II	2			
	スキルアップ英語 I	2			
	スキルアップ英語 II	2			
	英語コミュニケーション		2		
	トピック対策英語 I		2		
	トピック対策英語 II		2		
	英語ライティング		2		
	英語リーディング		2		
	中国語入門		2		2単位以上修得
	中国語初級		2		
	中国語中級		2		
	韓国語入門		2		
	韓国語初級		2		
	ポルトガル語入門		2		
	ベトナム語入門		2		
	スペイン語入門		2		
	フランス語入門		2		
	ドイツ語入門		2		
	III 健康とスポーツ				
	健康生活と生涯スポーツ		2		
	生涯スポーツ実習 I		1		
	生涯スポーツ実習 II		1		
	IV 文化と社会				
	多様な言語の世界		2		
	文学と現代		2		
	アジアの中の思想		2		
	アートと現代社会		2		
	犬山学入門		2		
	地理学 I (地誌を含む)		2		
	地理学 II		2		
	心の科学 I		2		
	心の科学 II		2		
	日本の文化と社会		2		
地域創生と文化遺産		2			
ジェンダーと現代社会		2			
人間社会と文化形成		2			
V 社会と歴史					
政治の世界		2			
歴史との対話		2			
情報と社会行動の科学		2			
日本史		2			
西洋史		2			
アジア史 I		2			
アジア史 II		2			
アジア史 III		2			
世界の中のアジア		2			
交通と社会		2			
イスラーム入門		2			

学部	学科	科目名	単位数		備考	
			必修	選択		
法学部	ビジネス法学科	VI 科学と自然				
		生活と数		2		
		生活の中の科学		2		
		生命の科学		2		
		統計学入門		2		
		数学入門		2		
		VII 文理ハイブリッド				
		科学と人間社会Ⅰ		2		
		科学と人間社会Ⅱ		2		
		科学と人間社会Ⅲ		2		
		環境共生の探求Ⅰ		2		
		環境共生の探求Ⅱ		2		
		生命と倫理		2		
		VIII 全学ゼミナール				
		全学ゼミナール		2		
		IX 体験型探求				
		体験型プロジェクト		4		
		X キャリア				
		基礎力養成Ⅰ		2		
		基礎力養成Ⅱ		2		
		公務員・就職試験基礎力養成Ⅰ		2		
		公務員・就職試験基礎力養成Ⅱ		2		
		公務員・就職試験基礎力養成Ⅲ		2		
		公務員・就職試験基礎量養成Ⅳ		2		
		公務員・就職試験対策Ⅰ		2		
		公務員・就職試験対策Ⅱ		2		
		XI 特殊科目				
		特殊共通講義Ⅰ			[1]	
		特殊共通講義Ⅱ			[2]	
		特殊共通講義Ⅲ			[4]	
		XII 留学認定科目				
		海外研修Ⅰ		2		
		海外研修Ⅱ		2		
外国事情Ⅰ		2				
外国事情Ⅱ		2				
外国事情Ⅲ		2				
外国事情Ⅳ		2				
	計	10	148			
	専門科目群			専門科目群66単位以上修得		
	I 専門共通基礎Ⅰ					
	市民生活と法	2				
	市民生活と経済	2				
	市民生活とビジネス	2				
	市民生活とキャリア形成	2				
	II 専門共通基礎Ⅱ					
	国家と法(日本国憲法)	2				
	犯罪と法	2				
	企業と法	2				
	裁判と法	2				
	国際社会と法	2				

学部	学科	科目名	単位数		備考	
			必修	選択		
法学部	ビジネス法学科	戦後日本経済の動き		2	8単位以上修得	
		地域経済と産業		2		
		国民経済と政府		2		
		市場の経済学		2		
		情報技術の経営学		2		
		人と組織の経営学		2		
		会計と資金の経営学		2		
		商品と流通の経営学		2		
		III 専門科目				
		[基礎法]				
		法哲学			2	
		情報と法			2	
		外国法			2	
		[公法]				
		憲法			2	
		国際法			2	
		行政法総論			2	
		行政救済法			2	
		刑法総論			2	
		警報各論			2	
		租税法			2	
		刑事訴訟法			2	
		民事訴訟法			2	
		[民事法]				
		民法総則			2	
		物権法			2	
		債権総論			2	
		債権各論			2	
		家族法			2	
		知的財産法			2	
		[企業法]				
		商法			2	
		会社法			2	
		労働法			2	
[キャリア科目]						
基本簿記	2					
資格・検定講座Ⅰ			2			
資格・検定講座Ⅱ			2			
資格・検定講座Ⅲ			2			
資格・検定講座Ⅳ			2			
資格・検定講座Ⅴ			2			
ジョブトレーニングⅠ			1	1単位以上修得		
ジョブトレーニングⅡ			2			
職業能力養成基礎(SPI対策)			2			
キャリア選択と自己実現			2			
IV 特殊科目						
特殊専門講義Ⅰ			[1]			
特殊専門講義Ⅱ			[2]			
特殊専門講義Ⅲ			[4]			

学部	学科	科目名	単位数		備考
			必修	選択	
法学部	ビジネス法学科	V 隣接科目			
		国際経済・ビジネス事情		2	
		情報社会と情報倫理		2	
		情報システムの理論と実際		2	
		雇用と労働		2	
		ガバナンスと監査		2	
		金融論		2	
		社会政策と社会保障		2	
		経済史		2	
		国際経済論		2	
		国際金融論		2	
		商業簿記		2	
		プレゼンテーション		2	
		情報処理概論		2	
		データ解析		2	
		VI 認定科目			
		簿記検定		2	
		VII 留学認定科目			
		比較法学特論 I a		2	
		比較法学特論 I b		2	
		比較法学特論 II a		2	
		比較法学特論 II b		2	
		比較法学特論 III a		2	
		比較法学特論 III b		2	
		比較法学特論 IV a		2	
		比較法学特論 IV b		2	
		計		20	121
演習群				16単位修得	
演習 I A		2			
演習 I B		2			
演習 II A		2			
演習 II B		2			
演習 III A		2			
演習 III B		2			
演習 IV A		2			
演習 IV B		2			
計		16			

(注)

単位欄が[]の特殊科目は、講義科目が異なるものであれば、複数個の履修が可能な科目である。

[]の単位数は、共通科目群、専門科目群の計に含まない。

学部	学科	科目名	単位数		備考	
			必修	選択		
人間生活科学部	教育保育学科	共通科目群			共通科目群14単位以上取得	
		I 情報				
		情報リテラシー	2		(幼免必、小免必)	
		情報入門		2		
		情報基礎 I		2		
		II 語学				
		英語コミュニケーション		2	(幼免必、小免必)	
		英語リーディング		2		
		英語ライティング		2		
		トピック対策英語 I		2		
		トピック対策英語 II		2		
		中国語入門		2		
		中国語初級		2		
		中国語中級		2		
		韓国語入門		2		
		韓国語初級		2		
		ポルトガル語入門		2		
		ベトナム語入門		2		
		スペイン語入門		2		
		フランス語入門		2		
		ドイツ語入門		2		
		III 健康とスポーツ				
		健康生活と生涯スポーツ	2		(幼免必、保育必、小免必)	
		生涯スポーツ実習 I		1	} 保育士1単位 (保育選)	
		生涯スポーツ実習 II		1		以上選択必修 (保育選)
		IV 文化と社会				
		多様な言語の世界		2		
		文学と現代		2		
		アジアの中の思想		2		
		アートと現代社会		2		
		犬山学入門		2		
		地理学 I (地誌を含む)		2		
		地理学 II		2		
		心の科学 I		2		
		心の科学 II		2		
		日本の文化と社会		2		
		地域創生と文化遺産		2		
		ジェンダーと現代社会		2		
		人間社会と文化形成		2		
		V 社会と歴史				
		政治の世界		2		
国家と法(日本国憲法)		2	(幼免必、小免必)			
国際社会と法		2				
歴史との対話		2				
情報と社会行動の科学		2				
日本史		2				
西洋史		2				
アジア史 I		2				
アジア史 II		2				
アジア史 III		2				
世界の中のアジア		2				
交通と社会		2				
イスラーム入門		2				

学部 学科	科目名	単位数		備考
		必修	選択	
人間生活科学部 教育保育学科	VI 科学と自然			
	生活と数		2	
	生活の中の科学		2	
	生命の科学		2	
	統計学入門		2	
	数学入門		2	
	VII 文理ハイブリッド			
	科学と人間社会 I		2	
	科学と人間社会 II		2	
	科学と人間社会 III		2	
	環境共生の探求 I		2	
	環境共生の探求 II		2	
	生命と倫理		2	
	VIII 全学ゼミナール			
	全学ゼミナール		2	
	IX 体験型探求			
	体験型プロジェクト		4	
	X キャリア			
	基礎力養成 I		2	
	基礎力養成 II		2	
	公務員・就職試験基礎力養成 I		2	
	公務員・就職試験基礎力養成 II		2	
	公務員・就職試験基礎力養成 III		2	
	公務員・就職試験基礎力養成 IV		2	
	公務員・就職試験対策 I		2	
	公務員・就職試験対策 II		2	
	職業能力養成基礎(SPI対策)		2	
	キャリア選択と自己実現		2	
	XI 特殊科目			
	特殊共通講義 I		[1]	
	特殊共通講義 II		[2]	
	特殊共通講義 III		[4]	
	XII 留学認定科目			
海外研修 I		2		
海外研修 II		2		
外国事情 I		2		
外国事情 II		2		
外国事情 III		2		
外国事情 IV		2		
計		4	148	
専門科目群				専門科目群88単位以上取得
I 専門基礎科目				
エデュケア入門	2			(幼免選、保育選、小免選)
教育原理(幼・小)	2			(幼免必、保育必、小免必)
保育原理	2			(保育必)
保育者論	2			(保育必)
教職論	2			(幼免必、保育選、小免必)
子ども家庭福祉	2			(保育必)
社会福祉		2		(保育必)
社会的養護 I		2		(保育必)
教育制度論		2		(幼免必、保育選、小免必)
発達心理学 I		2		(幼免選、保育必、小免選)
教育心理学		2		(幼免必、保育選、小免必)
教育課程論(幼・小)		2		(幼免必、小免必)
保育の計画と評価		2		(保育必)
教育の方法と技術		2		(幼免必、小免必)

学部	学科	科目名	単位数		備考
			必修	選択	
人間生活科学部	教育保育学科	Ⅱ 専門基幹科目			
		[教育・保育の対象理解に関する科目]			
		子どもの保健		2	(保育必)
		子どもの健康と安全		1	(保育必)
		子どもの食と栄養		2	(保育必)
		子育て支援論		2	(幼免選、保育必)
		発達臨床学演習		2	(幼免選、保育選、小免選)
		特別支援教育論		2	(幼免必、小免必)
		生徒・進路指導論		2	(小免必)
		特別活動・総合的な学習の時間の指導法		2	(小免必)
		教育相談(幼・小)		2	(幼免必、小免必)
		発達心理学Ⅱ		1	(幼免必、保育必、小免選)
		生涯発達心理学		2	(保育必)
		現代教育の課題		2	(幼免選、小免選)
		地域福祉概論		2	(幼免選、保育選、小免選)
		[教育・保育の内容と指導法に関する科目]			
		保育内容総論		2	(幼免必、保育必)
		健康指導法		2	(幼免必、保育必)
		人間関係指導法		2	(幼免必、保育必)
		言葉指導法		2	(幼免必、保育必)
		環境指導法		2	(幼免必、保育必)
		音楽表現指導法		2	(幼免必、保育必)
		造形表現指導法		2	(幼免必、保育必)
		乳児保育Ⅰ		2	(保育必)
		乳児保育Ⅱ		1	(保育必)
		社会的養護Ⅱ		1	(保育必)
		障害児保育Ⅰ		2	(幼免選、保育必)
		障害児保育Ⅱ		2	(幼免選、保育必)
		保育相談支援		1	(保育必)
		保育リーダーシップ論		2	(幼免選、保育選)
		情報通信技術の活用		1	(幼免必、小免必)
		教科教育法(国語(書写を含む。))		2	(小免必)
		教科教育法(社会)		2	(小免必)
		教科教育法(算数)		2	(小免必)
教科教育法(理科)		2	(小免必)		
教科教育法(生活)		2	(小免必)		
教科教育法(音楽)		2	(小免必)		
教科教育法(図画工作)		2	(小免必)		
教科教育法(家庭)		2	(小免必)		
教科教育法(体育)		2	(小免必)		
教科教育法(外国語)		2	(小免必)		
道徳の理論と指導法(小)		2	(小免必)		

学部	学科	科目名	単位数		備考
			必修	選択	
人間生活科学部	教育保育学科	[教育・保育の基礎技能]			
		子どもと健康		1	(幼免必、保育必)
		子どもと言葉		1	(幼免必、保育必)
		子どもと人間関係		2	(幼免必、保育選)
		子どもと環境		2	(幼免必、保育選)
		子どもと音楽A		1	(幼免必、保育必)
		子どもと音楽B		1	(幼免選、保育選)
		子どもと造形		1	(幼免必、保育必)
		音楽演習		1	(幼免選、保育選)
		[教科の学習]			
		国語(書写を含む。)		2	(小免必)
		社会		2	(小免必)
		算数		2	(小免必)
		理科		2	(小免必)
		生活		2	(小免選)
		音楽		2	(小免選)
		図画工作		2	(小免選)
		家庭		2	(小免選)
		体育		2	(小免選)
		外国語(英語)		2	(小免選)
		Ⅲ 専門展開科目			
		[教育・保育実践研究]			
		実習基礎		2	(幼免必、保育必、小免必)
		保育実習指導Ⅰ		2	(保育必)
		保育実習(保育所)		2	(保育必)
		保育実習(施設)		2	(保育必)
		保育実習Ⅱ		2	} 保育士2単位 (保育選) } 選択必修 (保育選)
		保育実習Ⅲ		2	
		保育実習指導Ⅱ		1	} 保育士1単位 (保育選) } 選択必修 (保育選)
		保育実習指導Ⅲ		1	
		幼稚園教育実習(事前事後指導)		1	(幼免必)
		幼稚園教育実習		4	(幼免必)
		幼稚園研修		2	(幼免必)
小学校教育実習(事前事後指導)		1	(小免必)		
小学校教育実習		4	(小免必)		
介護等体験実習		1	(小免必)		
教職実践演習(幼・小)		2	(幼免必、保育必、小免必)		
レクリエーション理論		2	(幼免選、保育選、小免選)		
レクリエーション実技A		1	(幼免選、保育選、小免選)		
レクリエーション実技B		1	(幼免選、保育選、小免選)		

学部	学科	科目名	単位数		備考
			必修	選択	
人間生活科学部	教育保育学科	IV 特殊科目			
		特殊専門講義 I		[1]	
		特殊専門講義 II		[2]	
		特殊専門講義 III		[4]	
		計	12	151	
		演習群			10単位取得
		基礎演習 I	2		
		基礎演習 II	2		
		専門演習 I	2		
		専門演習 II	2		
卒業研究	2				
計	10	0			

(注) 幼稚園教諭一種免許状を取得しようとする者は、幼稚園教諭養成課程履修細則に定めるところにより履修するものとする。

(幼免必): 幼稚園教諭一種免許状を取得のために必修の単位

(幼免選): 幼稚園教諭一種免許状を取得のために選択の単位

保育士資格を取得しようとする者は、保育士養成課程履修細則に定めるところにより履修するものとする。

(保育必): 保育士資格を取得のために必修の単位

(保育選): 保育士資格を取得のために選択の単位

小学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、小学校教諭養成課程履修細則に定めるところにより履修するものとする。

(小免必): 小学校教諭一種免許状を取得のために必修の単位

(小免選): 小学校教諭一種免許状を取得のために選択の単位

単位欄が[]の特殊科目は、講義科目が異なるものであれば、複数個の履修が可能な科目である。

[]の単位数は、共通科目群、専門科目群の計に含まない。

学部	学科	科目名	単位数		備考
			必修	選択	
人間生活科学部	管理栄養学科	共通科目群			共通科目必修を含め16単位以上取得
		I 情報			
		情報リテラシー	2		
		情報入門	2		
		情報基礎 I	2		
		II 語学			
		英語コミュニケーション	2		
		英語リーディング	2		
		英語ライティング		2	
		トピック対策英語 I		2	
		トピック対策英語 II		2	
		中国語入門		2	
		中国語初級		2	
		中国語中級		2	
		韓国語入門		2	
		韓国語初級		2	
		ポルトガル語入門		2	
		ベトナム語入門		2	
		スペイン語入門		2	
		フランス語入門		2	
		ドイツ語入門		2	
		III 健康とスポーツ			
		健康生活と生涯スポーツ		2	
		生涯スポーツ実習 I		1	
		生涯スポーツ実習 II		1	
		IV 文化と社会			
		多様な言語の世界		2	
		文学と現代		2	
		アジアの中の思想		2	
		アートと現代社会		2	
		犬山学入門		2	
		地理学 I (地誌を含む)		2	
		地理学 II		2	
		心の科学 I		2	
		心の科学 II		2	
		日本の文化と社会		2	
		地域創生と文化遺産		2	
		ジェンダーと現代社会		2	
		人間社会と文化形成		2	
		V 社会と歴史			
		政治の世界		2	
		国家と法(日本国憲法)		2	
		国際社会と法		2	
		歴史との対話		2	
		情報と社会行動の科学		2	
		日本史		2	
		西洋史		2	
アジア史 I		2			
アジア史 II		2			
アジア史 III		2			
世界の中のアジア		2			
交通と社会		2			
イスラーム入門		2			
VI 科学と自然					
生活と数		2			
生活の中の科学		2			
生命の科学		2			
統計学入門		2			
数学入門		2			

学部	学科	科目名	単位数		備考
			必修	選択	
人間生活科学部	管理栄養学科	VII 文理ハイブリッド			
		科学と人間社会Ⅰ		2	
		科学と人間社会Ⅱ		2	
		科学と人間社会Ⅲ		2	
		環境共生の探求Ⅰ		2	
		環境共生の探求Ⅱ		2	
		生命と倫理		2	
		VIII 全学ゼミナール			
		全学ゼミナール		2	
		IX 体験型探求			
		体験型プロジェクト		4	
		X キャリア			
		基礎力養成Ⅰ		2	
		基礎力養成Ⅱ		2	
		公務員・就職試験基礎力養成Ⅰ		2	
		公務員・就職試験基礎力養成Ⅱ		2	
		公務員・就職試験基礎力養成Ⅲ		2	
		公務員・就職試験基礎量養成Ⅳ		2	
		公務員・就職試験対策Ⅰ		2	
		公務員・就職試験対策Ⅱ		2	
		職業能力養成基礎(SPI対策)		2	
		キャリア選択と自己実現		2	
		XI 特殊科目			
		特殊共通講義Ⅰ		[1]	
		特殊共通講義Ⅱ		[2]	
		特殊共通講義Ⅲ		[4]	
		XII 留学認定科目			
		海外研修Ⅰ		2	
		海外研修Ⅱ		2	
		外国事情Ⅰ		2	
		外国事情Ⅱ		2	
		外国事情Ⅲ		2	
		外国事情Ⅳ		2	
計			10	142	
専門科目群					
Ⅰ 専門基礎科目					専門基礎科目8単位修得
生物学			2		
化学			2		
栄養管理学入門			2		
栄養演習			2		
Ⅱ 専門基幹科目					専門基幹科目38単位修得
[社会環境と健康]					
公衆衛生学Ⅰ			2		
公衆衛生学Ⅱ			2		
公衆衛生学実習			1		
健康管理論			2		

学部	学科	科目名	単位数		備考	
			必修	選択		
人間生活科学部	管理栄養学科	[人体の構造と機能疾病の成り立ち]			専門展開科目46単位修得	
		生化学Ⅰ	2			
		生化学実験Ⅰ	1			
		生化学Ⅱ	2			
		生化学実験Ⅱ	1			
		解剖生理学Ⅰ	2			
		解剖生理学実習	1			
		解剖生理学Ⅱ	2			
		運動生理学	2			
		病態学Ⅰ	2			
		病態学Ⅱ	2			
		[食べ物と健康]				
		食品衛生学Ⅰ	2			
		食品衛生学実習Ⅰ	1			
		食品学Ⅰ	2			
		食品学実験Ⅰ	1			
		食品学Ⅱ	2			
		食品学実験Ⅱ	1			
		栄養調理学実習	1			
		調理学	2			
		調理学実習	1			
		調理科学実験	1			
		Ⅲ 専門展開科目				
		[基礎栄養学]				
		基礎栄養学Ⅰ	2			
		基礎栄養学実習	1			
		基礎栄養学Ⅱ	2			
		[応用栄養学]				
		応用栄養学Ⅰ	2			
		応用栄養学実習	1			
		応用栄養学Ⅱ	2			
		応用栄養学演習	2			
		[栄養教育論]				
		栄養教育論Ⅰ	2			
		栄養教育論実習Ⅰ	1			
		栄養教育論Ⅱ	2			
		栄養教育論実習Ⅱ	1			
		栄養教育論演習	2			
		[臨床栄養学]				
		臨床栄養学Ⅰ	2			
		臨床栄養学実習Ⅰ	1			
		臨床栄養学Ⅱ	2			
		臨床栄養学実習Ⅱ	1			
		臨床栄養学Ⅲ	2			
		臨床栄養学演習	2			
		[公衆栄養学]				
公衆栄養学Ⅰ	2					
公衆栄養学Ⅱ	2					
公衆栄養学実習	1					

学部	学科	科目名	単位数		備考	
			必修	選択		
人間生活科学部	管理栄養学科	[給食経営管理]				
		給食経営管理論Ⅰ	2			
		給食経営管理論Ⅱ	2			
		給食経営管理論実習	1			
		[総合演習]				
		総合演習	2		(1単位臨地実習指導)	
		[臨地実習]				
		臨地実習Ⅰ	2			
		臨地実習Ⅱ	2			
		Ⅳ 専門関連科目				専門関連科目必修を含め6単位以上修得
		微生物学	2			
		バイオテクノロジー概論		2		
		フードコーディネータ論		2		
		フードスペシャリスト論		2		
		フードシステム論		2		
		食品機能学		2		
		食品機能検査・鑑別論		1		
		運動指導実習		1		
		スポーツ栄養学		2		
		地域産業論		2		
		流通論		2		
		フードサービス論		2		
		マーケティング論		2		
		Ⅴ 特殊科目				
		特殊専門講義Ⅰ			[1]	
		特殊専門講義Ⅱ			[2]	
		特殊専門講義Ⅲ			[4]	
			計	94	22	
			演習群			演習群10単位取得
			基礎演習ⅠA	1		
	基礎演習ⅠB	1				
	基礎演習ⅡA	1				
	基礎演習ⅡB	1				
	専門演習ⅠA	1				
	専門演習ⅠB	1				
	専門演習ⅡA	1				
	専門演習ⅡB	1				
	卒業研究	2				
	計	10	0			

(注)

単位欄が[]の特殊科目は、講義科目が異なるものであれば、複数個の履修が可能な科目である。

[]の単位数は、共通科目群、専門科目群の計に含まない。

教職に関する専門科目群

学部	学科	科目名	単位数		備考
			必修	選択	
経営学部 ／ 法学部 ／ 人間生活科学部	経営学科 ／ ビジネス 法学科 ／ 人間生活科学部 ／ 管理栄養学科	情報科教育法Ⅰ		2	経営学部のみ
		情報科教育法Ⅱ		2	経営学部のみ
		商業科教育法Ⅰ		2	経営学部のみ
		商業科教育法Ⅱ		2	経営学部のみ
		社会科教育法Ⅰ		2	法学部のみ
		社会科教育法Ⅱ		2	法学部のみ
		社会科・公民科教育法Ⅰ		2	法学部のみ
		社会科・公民科教育法Ⅱ		2	法学部のみ
		栄養教諭論Ⅰ		2	人間生活科学部 管理栄養学科のみ
		栄養教諭論Ⅱ		2	
		教育原理(中・高・栄養)		2	
		教師論		2	
		教育と社会		2	
		教育・青年心理学		2	
		特別支援教育論(中・高・栄養)		2	
		教育課程論(中・高・栄養)		2	
		道徳の理論と指導法		2	経営・法学部
		道徳の理論と指導法(栄養)		2	人間生活科学部 管理栄養学科のみ
		特別活動・総合的な学習の時間の指導法		2	
		教育の方法と技術		2	
		情報通信技術の活用		1	
		生徒指導・進路指導(中・高)		2	経営・法学部
		生徒指導(栄養)		2	人間生活科学部 管理栄養学科のみ
		教育相談(中・高・栄養)		2	
		教育実習Ⅰ		1	経営・法学部
		教育実習Ⅱ		2	経営・法学部
		教育実習Ⅲ		2	法学部のみ
		栄養教諭実習Ⅰ		1	人間生活科学部 管理栄養学科のみ
		栄養教諭実習Ⅱ		1	
		教職実践演習(中・高)		2	経営・法学部
教職実践演習(栄養)		2	人間生活科学部 管理栄養学科のみ		
現代教育の課題		2	経営・法学部		
介護等体験実習		1	法学部のみ		
職業指導		2	経営学部のみ		
		計	0	63	

日本語及び日本事情に関する科目

学部	学科	科目名	単位数		備考
			必修	選択	
経済学部 ／ 経営学部 ／ 法学部	(外国人留学生)	共通科目群			
		アカデミック日本語レベル1		2	4単位以上修得
		アカデミック日本語レベル2		2	
		アカデミック日本語レベル3		2	
		アカデミック日本語レベル4		2	
		アカデミック日本語レベル5		2	
		アカデミック日本語レベル6		2	
		日本語コミュニケーションレベル1		2	4単位以上修得
		日本語コミュニケーションレベル2		2	
		日本語コミュニケーションレベル3		2	
		日本語コミュニケーションレベル4		2	
		日本語コミュニケーションレベル5		2	
		日本語コミュニケーションレベル6		2	
		日本語特別支援A		2	
		日本語特別支援B		2	
		日本事情Ⅰ		2	
		日本事情Ⅱ		2	
		日本事情Ⅲ		2	
		日本事情Ⅳ		2	
		日本事情Ⅴ		2	
		専門科目群			
留学生対象科目					
アカデミック日本語レベル7		2			
アカデミック日本語レベル8		2			
日本語コミュニケーションレベル7		2			
日本語コミュニケーションレベル8		2			
計			0	46	
<p>外国人留学生の取扱いについて 過年度の外国人留学生については上記取扱いに係わらず従前の取扱いを適用する。</p> <p>①アカデミック日本語レベル1～アカデミック日本語レベル6、日本語コミュニケーションレベル1～日本語コミュニケーションレベル6、日本語特別支援A、日本語特別支援B及び日本事情Ⅰ～Ⅴは、共通科目群卒業要件に経済学部にあつては28単位、経営学部にあつては32単位、法学部にあつては30単位まで算入し、それぞれその超えた単位は卒業単位に算入することができる。また、共通科目群語学履修にあつては、母語を履修することはできない。</p> <p>②共通科目群「英語科目必修8単位修得」及び「英語以外の外国語2単位以上修得」に共通科目群／留学生対象科目(日本事情Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴは除く)で修得した単位に読み替えることができる。</p>					

(別表2)

区分	経済学部、経営学部、法学部	人間生活科学部	
		教育保育学科	管理栄養学科
入学金	200,000 円	200,000 円	200,000 円
授業料 (年額)	600,000 円	600,000 円	640,000 円
施設整備費 (年額)	250,000 円	250,000 円	250,000 円
維持費 (年額)	110,000 円	110,000 円	110,000 円
教育充実費 (年額)	40,000 円	40,000 円	40,000 円
実験実習費 (年額)	—	—	40,000 円

※1 本学の修業年限（4年）を超えて在学する者（外国人留学生を含む。）の学費は、次のように定める。

- (1) 卒業要件に満たない単位数が4単位以下のとき
 - ア 授業料 上の表に定める額より70%を減免した額とする。
 - イ 施設整備費、維持費、教育充実費及び実験実習費は、免除する。
- (2) 卒業要件に満たない単位数が5単位以上10単位以下のとき
 - ア 授業料、施設整備費、維持費及び教育充実費
上の表に定めるそれぞれの額よりその30%を減免した額とする。
 - イ 実験実習費
上の表に定める額と同額である。